

公認心理師受験等に関する最近の諸情報について

平成 28 年 4 月 4 日

一般社団法人日本臨床心理士会

公認心理師法が公布されてより、さまざまな出版物やインターネットを介した情報の発信や宣伝が、商業関連も含めて行われるようになっております。中には当会が誤解を招くことを危惧して既に掲載を中止している情報（公認心理師法をめぐる Q&A）等が使われているものもあります。

当会はこれらの情報発信や宣伝に関しては一切関与しておりませんこととお断りし、平成 28 年度初頭における状況について以下のように認識していることとお伝えします。

- ① 公認心理師法は平成 29 年 9 月 15 日までに施行される予定です。
- ② 平成 30 年までに第一回試験が開始される可能性があります。
- ③ 経過措置により受験できる者に関する規定は法に記載されていること以外に根拠ある情報は存在しません。
- ④ 既存の諸資格についても公認心理師法に記載されている以外に根拠のある情報は存在しません。
- ⑤ 臨床心理士の多くが経過措置によって受験し合格することによって公認心理師を取得することが考えられます。
- ⑥ 受験資格、経過措置、養成カリキュラムなどに関しては、今後省令等が公布されるまでは確実な情報はありません。